

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター

<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル 0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル 0120-540-558

TEL（携帯電話から） 03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあってしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

新潟財務事務所	025-281-7508
新潟県消費生活センター	025-285-4196
消費者ホットライン ※お近くの市区町村・関係機関等の相談窓口の連絡先を案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
法テラス新潟	050-3383-5420
新潟県司法書士会多重債務ホットライン	025-240-7974
新潟県弁護士会	025-222-5533

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
新潟県司法書士会多重債務ホットライン	025-240-7974
新潟県弁護士会	025-222-5533

■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス
事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件
を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施していま
す。

市区町村の相談窓口

新潟市	消費生活センター	025-228-8100
長岡市	消費生活センター	0258-32-0022
上越市	消費生活センター	025-525-1905
三条市	市民窓口課（市民・消費生活相談）	0256-34-5553
柏崎市	消費生活センター	0257-23-5355
新発田市	消費生活センター・市民相談センター	0254-28-9110
小千谷市	消費生活相談窓口	0258-83-3509
加茂市	消費生活相談窓口	0256-52-0134
十日町市	消費生活センター	025-757-3740
見附市	消費生活相談窓口	0258-62-1700
村上市	消費生活センター	0254-53-2111
燕市	消費生活相談窓口	0256-77-8302
糸魚川市	消費生活相談窓口	025-552-1511
妙高市	市民総合相談室	0255-74-0042
五泉市	消費生活センター	0250-47-4578
阿賀野市	消費生活相談窓口	0250-62-2510
佐渡市	消費生活センター	0259-57-8143
魚沼市	消費生活センター	025-792-8844
南魚沼市	消費生活センター	025-772-2541
胎内市	消費生活相談窓口	0254-43-6111
聖籠町	消費生活センター	0254-27-1958
弥彦村	住民福祉課住民医療係	0256-94-3132
田上町	町民課住民係	0256-57-6115
阿賀町	まちづくり観光課観光商工係	0254-92-4766
出雲崎町	町民課町民係	0258-78-2294
湯沢町	町民課町民窓口係	025-784-3453
津南町	税務町民課町民班	025-765-3113
刈羽村	産業政策課	0257-45-3913
関川村	総務課総務班	0254-64-1476
粟島浦村	産業振興課商工観光係	0254-55-2111

■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務
について相談に応じることができます。
認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以
下であれば、代理人として任意整理等の交渉をするこ
とができます。